

浜都建第372号
令和2年7月6日

社団法人静岡県建築士会 御中

浜松市長 鈴木 康友

平成28年浜松市告示第508号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）
の一部改正について

このことについて、下記とおり一部改正を行いましたのでよろしくお願ひします。

記

- 1 告示名称 令和2年浜松市告示第469号
- 2 改正理由 本告示に誤解が生じる可能性のある表現があったため、修正しました。（取扱いそのものの変更はありません。）
- 3 改正内容 添付資料のとおり
- 4 告示日 令和2年7月2日
- 5 施行日 令和2年8月3日

浜松市都市整備部建築行政課
建築確認検査グループ
TEL 053-457-2471
FAX 050-3730-5234

浜松市告示第469号

平成28年浜松市告示第508号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年7月2日

浜松市長 鈴木康友

改正前	改正後
<p>4 適用除外 中間検査を行う建築物の用途及び規模の規定にかかわらず、次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。<u>ただし、法第7条の3第1項第1号に掲げる建築物を除く。</u> (1)～(3) (略)</p>	<p>4 適用除外 中間検査を行う建築物の用途及び規模の規定にかかわらず、次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。 (1)～(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和2年浜松市告示第469号)
この告示は、令和2年8月3日から施行する。

(あらまし)

この告示は、階数が3以上の共同住宅のうち一定の要件に該当するものについて、建築基準法に基づき浜松市が指定する工程に係る中間検査を不要とするものです。

浜松市告示第508号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、平成25年浜松市告示第79号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成28年9月30日限り廃止する。

平成28年8月8日

浜 松 市 長 鈴 木 康 友

- 1 中間検査を行う区域
浜松市全域
- 2 中間検査を行う建築物の用途及び規模
次の各号のいずれかに該当する建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）とする。
 - (1) 階数が3以上のもの
 - (2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）。ただし、増築の場合にあつては、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるものに限る。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する工程

次の表のとおりとする。ただし、第2(1)に掲げる建築物の工程に限る。

特 定 工 程	基礎に配筋を配置する工事
特定工程後の工程	基礎に配置された配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

(2) 建方工事等に関する工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合はそれぞれの建築物に係るもの、1の建築物の工区を分けた場合はそれぞれの工区に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	地上階数が1の場合は、はり及び屋根版の配筋工事、地上階数が2以上の場合には2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	地上階数が1の場合は屋根版の取付工事、地上階数が2以上の場合には主要な構造の部分について2階の床版の取付工事

特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	特定工程の配筋を覆うコンクリート打ち込み工事	特定工程の屋根版若しくは床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事
----------	-------------------------------------	---	------------------------	---------------------------------

(注) 主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積のうちその面積が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

4 適用除外

中間検査を行う建築物の用途及び規模の規定にかかわらず、次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の10第1項の認定を受け、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等製造者により製造又は新築された建築物（基礎工事に関する工程を除く。）
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価書（同法第6条第3項の建設住宅性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物

附 則

この告示は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物については、なお従前の例による。

附 則 （令和2年浜松市告示第469号）

この告示は、令和2年8月3日から施行する。